

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 2月12日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成31年度学校飲料水（井戸水）水質検査業務        |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300058                      |
| (3) 物品委託役務内容    | 井戸水を使用している市立小中学校の水質検査を実施するもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで    |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 竹仁小学校、豊栄小学校、豊栄中学校             |
| (6) 予定価格        | 非公表                           |
| (7) 最低制限価格      | なし                            |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                        |
| (9) 入札区分        | 紙入札                           |
| (10) 使用する契約約款   | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）         |
| (11) 契約種別       | 総価契約                          |
| (12) 収入印紙       | 不要                            |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査＞水道法に基づく水質検査
イ	法令等による登録等	水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち「水質検査を行う区域」を広島県とし、「検査を行う事業所の所在地」を広島県内としていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成31年 2月12日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成31年 2月12日～ 平成31年 3月4日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成31年 2月12日～ 平成31年 2月19日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育課 学事課 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 / ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年 2月22日～ 平成31年 3月4日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年 2月28日～ 平成31年 3月1日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年 3月4日 午後 2時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 ( 印 )	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 平成31年度学校飲料水（井戸水）水質検査業務仕様書

### 1 業務の名称

平成31年度学校飲料水（井戸水）水質検査業務

### 2 履行場所

竹仁小学校ほか2校

### 3 履行期間

平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

### 4 業務の目的

本業務は、文部科学省が定める「学校環境衛生基準」により、井戸水を使用している学校の水質検査を定期的を実施し、学校における使用水の安全を確保することを目的とする。

### 5 水質検査機関

水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4に基づく水質検査の登録において「水質検査を行う区域」を広島県及び「検査を行う事業所の所在地」を広島県内で登録を受けており、契約日時点で取消をしていないこと。

### 6 水質検査を行う事業所の所在地

水質検査を行う事業所は、水道法第20条の4第2項に基づく水質検査機関登録簿に検査を行う事業所の所在地として登録されている広島県内の事務所で検査を行うこと。

### 7 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の（1）、（2）及び（3）に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

（1）業務実施責任者には、資格を求めない。

（2）業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

（3）業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類（社員証、雇用証明書又は健康保険証等）の写しを提出すること。

### 8 業務の内容

#### （1）水質検査対象施設

施設名	所在地	電話
竹仁小学校	東広島市福富町下竹仁 1300 番地	082-435-2304
豊栄小学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 370 番地	082-432-2134
豊栄中学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 341 番地 1	082-432-2351

(2) 採水場所

採水場所		
竹仁小学校	給水栓	福富町下竹仁1300番地
	井戸水 (原水)	福富町下竹仁1300番地7
豊栄小学校	給水栓	豊栄町鍛冶屋370番地 (2か所)
	井戸水 (原水)	豊栄町鍛冶屋376番地
豊栄中学校	給水栓	豊栄町鍛冶屋341番地1

- ※ 給水栓水の採水場所は、学校の状況が把握できる給水末端とすること。
- ※ 井戸水（原水）については、塩素消毒前の採水が可能な場所から採水すること。
- ※ 豊栄小学校の給水栓の採水は2か所とする。

(3) 検査項目、検査時期及び回数

ア 給水栓

別紙のとおり

イ 井戸水（原水）

	竹仁小学校 井戸水	豊栄小学校 井戸水
	6月	6月
一般細菌	○	○
大腸菌	○	○
塩化物イオン	○	○
全有機炭素 (TOC)	○	○
pH 値	○	○
味	○	○
臭気	○	○
色度	○	○
濁度	○	○

- ※ 豊栄小学校及び豊栄中学校の井戸が共通であるため、豊栄中学校の施設においては給水栓のみの採水及び検査とし、井戸水の採水及び検査は実施しない。

(4) 試料の採取及び水質検査に関する事項

ア 試料採取は受注者が行うこととし、水質検査対象施設を巡回し、採取すること。

イ 各月の試料採取日については、発注者と受注者が協議して決定する。採取日を変更する場合は、あらかじめ了解を得ること。また、試料採取当日に実施した記録は、発注者の要請に応じて書面で提出することとする。

ウ 本業務において、試料の採取及び水質検査に関する作業は、受注者が厚生労働省の承認を受けた業務規程に基づき、「水質検査標準作業書」や

「水質検査試料取扱標準作業書」などに従って検査員が実施することとする。また、発注者から指示があった場合は、現場写真撮影を行うこと。

エ 試料採取用の容器は、採水地点ごとに受注者が用意する。容器の洗浄は、受注者の責任において充分に行う。試料採取用の容器とは、蓋付ガラス容器またはポリエチレン容器等で、特に規定のある場合は、当該検査項目専用の試料容器を用いることとする。

オ 試料の採取は、受注者が厚生労働省の承認を受けた「水質検査試料取扱標準作業書」に基づき、登録された「検査員」が実施するものとする。

カ 試料の運搬は、「水質検査試料取扱標準作業書」に従って実施するものとする。試料を運搬する用具は、受注者が準備し、破損防止の措置を施して運搬する。

キ 試料の保管については、「水質検査試料取扱標準作業書」の各検査項目に定めた方法で保存のための処理を行い、必ず検査着手時間内に検査を開始するものとする。

ク 保存期間内に分析を行うこと。保存期間は各検査方法に規定された期間を厳守することとする。

#### (5) 検査方法

ア 検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年7月22日厚生労働省告示第261号）、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号）、水温については「上水試験方法」（公益社団法人日本水道協会）に準じて行う。

#### イ 検査精度

検査項目	検査の感度
別紙検査項目 11、13 14、26～30 の項目	水道法施行規則第15条第3号ハにおいて、過去3年間における検査の結果、定期検査を概ね3年に1回以上に行うことができるとされる水質基準値の1/10の定量下限を得られること。
それ以外の項目	各基準値に応じた精度で実施すること。

#### 9 検査結果の報告

- (1) 受注者は、毎月の検査業務終了後、施設ごとに検査内訳の各項目の値を記入した水質検査結果を2部作成し、発注者（学校教育課）へ提出すること。
- (2) 検査の結果、水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づく「水質基準に関する省令」の基準に適合しない場合は、上記に関わらず直ちに学事課に報告する。

#### 10 再検査

発注者は、水質検査結果が水質基準を超えた場合、又は水質検査結果等に疑

義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。なお、その場合の費用については、協議することとし、必要があると認めるときは変更契約の締結を行うものとする。

#### 11 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了後一括払いとする。

#### 12 その他

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。

(2) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。

(3) 業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。

(4) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。

(5) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、双方協議の上実施すること。

(6) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。







